

財団法人地域伝統芸能活用センター職員給与規程の運用細則

(目的)

1. この細則は、財団法人地域伝統芸能活用センター職員給与規程（以下「規程」という）を実施するために必要な事項を定める。

(職務手当)

2. 規程第5条に定める職務手当の月額を、次に定める額とする。

(1) 部長 70,000円

(2) 課長 50,000円

(扶養手当)

3. 規程第6条第3項に定める扶養手当の月額を、次のとおりとする。

(1) 同条第2項第1号に該当する扶養親族 16,000円

(2) 同条第2項第2号から第4号までに該当する扶養親族

(イ) 2人までについてはそれぞれ 5,500円

(職員に配偶者がいない場合には、そのうち1人については11,000円)

(ロ) その他の扶養親族については1人につき 1,000円

(通勤手当)

4. 規程第8条に定める通勤手当の月額を、次のとおりとする。

(1) 交通機関を利用した場合は、1ヵ月の通勤に要する運賃等の相当額（その額が4万円を超えるときは、その額と4万円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5千円を超えるときは5千円）を4万円に加算した額）とする。

(2) 月の途中で通勤経路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。

(住宅手当)

5. 規程第9条に定める住宅手当の月額を、次のとおりとする。

(1) 同条第1号に該当する職員 21,600円

(2) 同条第2号に該当する職員 1,000円

(当該住宅が新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は5,000円)

(特別手当)

6. 規程第11条に定める特別手当は、夏季にあつては6月1日、年末にあつては12月1日及び年度末にあつては3月1日にそれぞれ在職する職員及びこれらの目前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した職員に対して原則として本俸、扶養手当及び職務手当の合計額に、夏季にあつては2.2を、年末にあつては2.7を、年度末にあつては0.5を、乗じて得た額にその者の在職期間に応じて次表に定める割合を乗じて得た額を予算の範囲内で支給する。

(夏季及び年度末)

在 職 期 間	割 合
3 ヲ月	100分の100
2 ヲ月 15 日 以上 ~ 3 ヲ月 未 満	100分の80
1 ヲ月 15 日 以上 ~ 2 ヲ月 15 日 未 満	100分の60
1 ヲ月 15 日 未 満	100分の30

(年末)

在 職 期 間	割 合
6 ヲ月	100分の100
5 ヲ月 以上 ~ 6 ヲ月 未 満	100分の80
3 ヲ月 以上 ~ 5 ヲ月 未 満	100分の60
3 ヲ月 未 満	100分の30

(雑則)

7. この運用細則に定めのない事項については、国家公務員一般職の職員に関する給与支給方法に準拠することを基本とする。

附 則

1. この細則は、平成4年12月11日から施行する。
2. 設立日の属する事業年度における特別手当については、第6項の規定にかかわらず予算の範囲内で会長が決定する。